

# 経営塾OB会 東日本Bブロック 成果発表会

テーマ

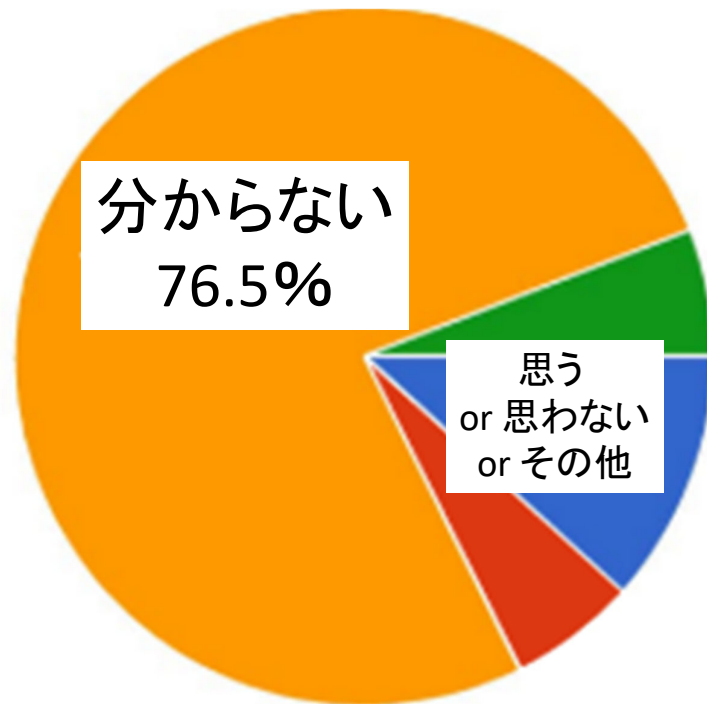
～再資源化事業等高度化法～


## 目次

1. テーマ「再資源化事業等高度化法」検証
2. 活動実績
3. 東日本Bブロックのアイデア
4. 高度化法への理解  
東日本Bブロック内アンケート
5. 継続的な情報収集
6. 最後に



# 1. テーマ検証\_東日本Bブロック内アンケート 令和6年8月実施 ～高度化法で企業のリサイクル率が上がると思うか～



 東日本Bブロック

## 2. 活動実績\_施設見学 (株)プラニック様



(株)プラニック\_硬質プラR



 東日本Bブロック

## 2. 活動実績



### 受入基準

原料: 主にPPを中心に PE、PS、ABSを受入れ  
 性状: 硬質(厚み2~5mm目安)、100mmアンダーが望ましい

高度選別+コンパウンド



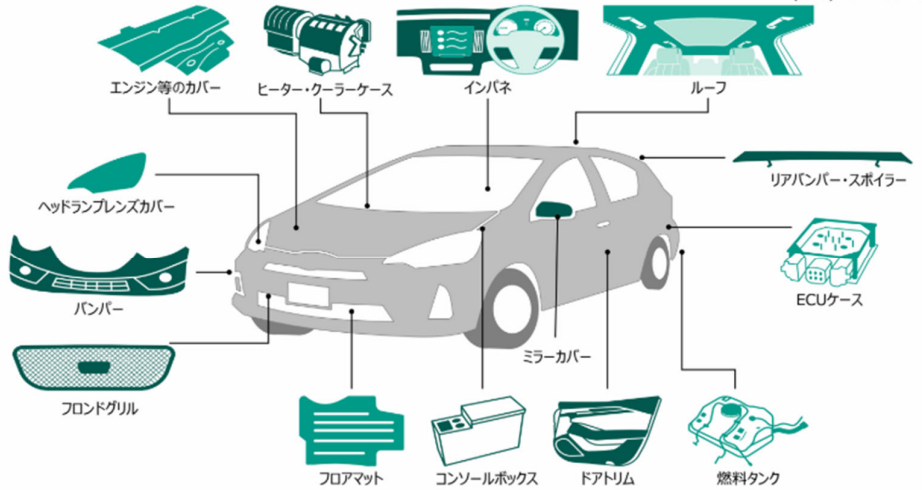
PP/PE

販売

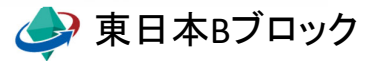
プラスチック製品メーカーで加工



PS/ABS



(出典) Yano et.al (2019)



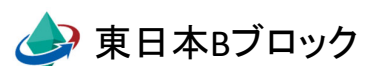
## 2. 活動実績\_施設見学 (株)浜田様、巖本金属(株)様



巖本金属(株)



(株)浜田\_太陽光パネルR・おむつR



## 2. 活動実績\_法律理解、現状把握

- 環境省 水島課 長官
  - 動脈産業の  
旭化成(株)様
- 「バージン材と再生材  
はもったいなくて  
混ぜられない」

「まずはRPFの  
原料レベルの  
プラ活用かな」

「ブランドオーナーの  
意向が重要」

### 3. 東日本Bブロックのアイデア

自動車業界に向けたリサイクルプラすり合わせ基準の作成

ランク	現 状	数 量
松	マ	7万t
竹		0万t
梅	埋立	24万t
	計	<u>771万t</u>

におい  
NG

ELV(廃自動車)規則案  
ベースの必要な  
再生プラスチック量



18.7万t

(出典)2023年プラスチックマテリアルフロー図  
プラスチック循環利用協会

(出典)環境省自動車向け再生プラスチック  
市場構築のための産官学コンソーシアム

廃棄物を資源循環するために  
受け入れたプラスチックを  
松竹梅の基準にランク分けを  
してみました

## 4. 高度化法の理解

# 廃棄物処理法

再資源化事業等高度化法

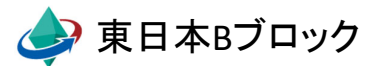
R6.5 公布

プラスチック資源循環法

R4.4 施行



廃棄物処理法を基礎とし、資源循環を目的とした法律

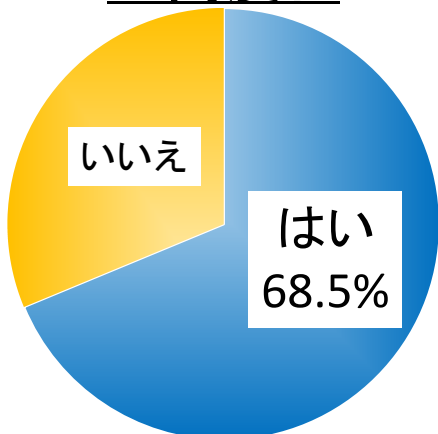


## 4. ブロック内アンケート(2回目)

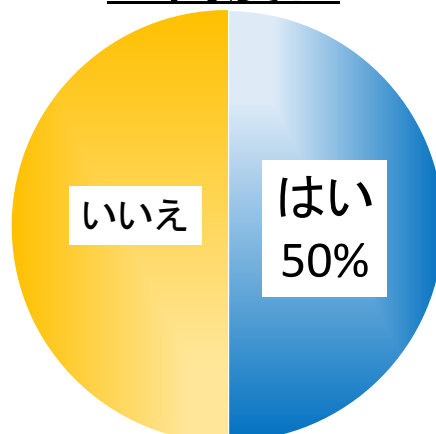
令和7年1月実施

～高度化法に前向きに取り組んでいきたいか～

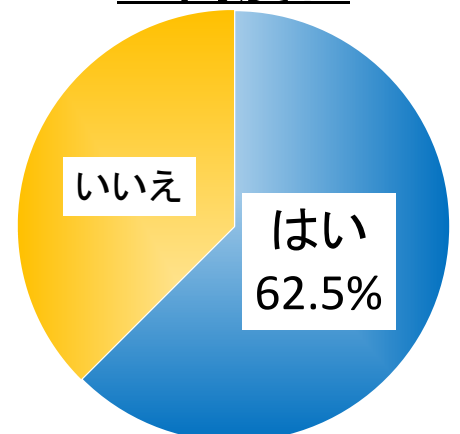
### ①事業形態 の高度化



### ②分離・回収技術 の高度化



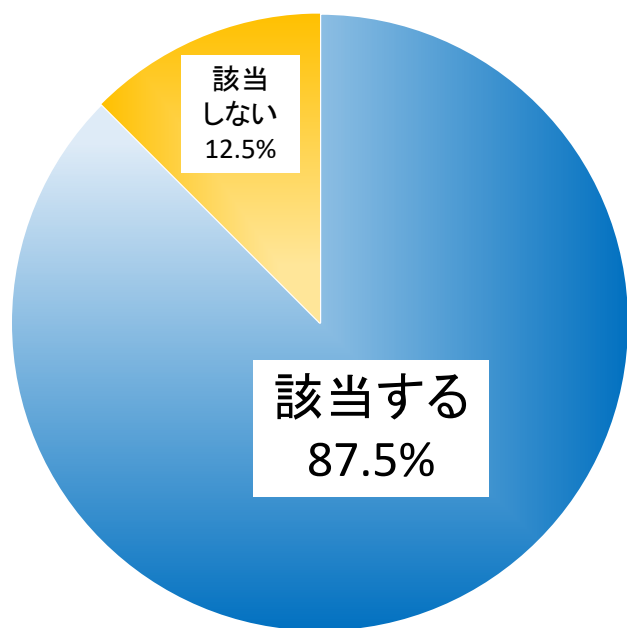
### ③再資源化工程 の高度化



## 4. ブロック内アンケート(2回目)

令和7年1月実施

### ～特定産業廃棄物処分業者に該当するか～




#### 【制度創設目的】

- ・資源循環の促進に向けた情報基盤の整備
- ・製造業者とのマッチング機会の創出

※特定産業廃棄物処分業者とは

- ・産廃処分量が10,000t/年以上
- ・廃プラスチック類処分量が1,500t/年以上

 東日本Bブロック

## 5. 継続的な情報収集

### プラットフォームに関する情報(概要)

- ・プラスチック素材のライフサイクル管理システム  
from NEC
- ・Ouranos Ecosystem(ウラノス・エコシステム)  
from 経産省 人材不足、脱炭素
- ・情報流通プラットフォーム  
from 環境省

Etc...

 東日本Bブロック

## 5. 継続的な情報収集

日程	対応事項
●令和6年5月29日 法律の公布	
●公布から9ヶ月以内で政令で定める日 基本方針・判断基準の施行	<b>1. 基本方針（告示）・判断基準（省令）の策定</b> ➢ 関係者の意見も踏まえつつ策定 <b>2. 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の基準（政令）の策定</b> ➢ 対象となる事業者への早期の周知 <span style="float: right;">令和7年 2月1日施行</span>
●公布から1年6ヶ月以内で政令で定める日 認定制度・報告公表制度の施行	<b>1. 認定制度の施行に向けた対応</b> ➢ 再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループを設置し、認定基準における資源循環効果・温室効果ガス排出量の削減効果に関する考え方を審議 ➢ 認定の基準等の下位法令・申請の手引きの整備、事業者・地方公共団体への制度の周知 ➢ 迅速な認定の実現のための体制強化 <b>2. 報告公表制度の施行に向けた対応</b> ➢ 事業者による報告のためのシステムの整備等 <span style="float: right;">令和7年11月頃</span>

（出典）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

## 6. 最後に



（出典）資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

- ✓ 有用資源の積極的な回収、再生材の需要や再生材利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める
- ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る
- ✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める



ご清聴  
ありがとうございました

ご 講 演 : 環境省 水島課長補佐、  
意見交換会 : 旭化成(株)様、三井化学(株)様、住友化学(株)様、  
三菱ケミカルグループ(株)様、UBE(株)様、  
見 学 先 : (株)プラニック様、(株)浜田様、巖本金属(株)様  
財団、経営塾OB会員の皆様 etc.

